

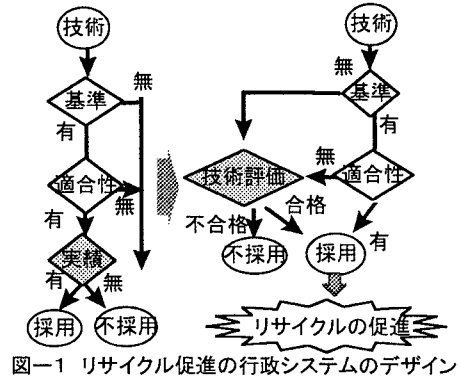
VI-251

建設廃棄物リサイクルの行政政治システム

東京大学 学生会員 新田直司
 高知工科大学 正会員 渡邊法美
 東京大学 フェロー会員 國島正彦

1. まえがき

現在の産業廃棄物処理システムは、排出量の増大のため最終処理処分場が逼迫している、産業廃棄物の不法投棄が横行している、産業廃棄物処理施設の立地が困難である等の問題を抱えている。この結果、建設省、建設業界は環境への取り組みの一環として建設廃棄物のリサイクルを進めている。現在、リサイクル促進のために開発される再生資材等の新技術は基準を満足しても実績がないために活用されない状況がある。今後、基準の無い場合でも、合理的な技術評価に基づいて、新技術が活用されるようなシステムが必要とされている。（図－1 参照）



図－1 リサイクル促進の行政システムのデザイン

2. 建設廃棄物の処理・リサイクルにおける問題点

建設廃棄物の処理・リサイクルに携わるあらゆるプレーヤーに対して行った聞き取り調査の結果を整理すると表－1に示す通りで、次の2項目が重要な問題点として挙げられる。

1. コンサルタントの排出者責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、元請業者が建設廃棄物の処理責任を負うという排出者責任を明確にしているが、設計の段階で建設廃棄物の排出量はおおよそ決定される。請負業者が設計に携わる事が困難な状況にあるので、設計者としてのコンサルタントの排出者責任を明確にする必要がある。

2. 発注者の監督・検査業務とその責任

発注者（行政）によって行われる公共工事での建設廃棄物の適正な処理・リサイクルの監督・検証業務が不十分なために、不法投棄が行われる、最終処理処分場での廃棄物の管理体制が不十分になる、建設工事現場あるいは廃棄物処理施設の周辺住民の生活環境が損なわれる等の問題が生じる。従って、発注者の監督・検査業務の在り方の検討、責任の所在の明確化が重要である。

3. 行政、コンサルタントのリサイクルへの取り組み

表－2に示すような理由より、コンサルタントは設計段階からリサイクル促進のために、再生資材の積極的な活用提案を行うなどの役割を担っていかなければならない。また、発注者が行っている建設廃棄物

表－1 プレーヤーの抱えている問題点

発注者 (行政)	①再生資材の使用に関して工事物の品質が落ちる ②再生資材の使用に関して工事費が上がる
元請業者	①処理費用の適正な積算をして欲しい ②設計段階からの取り組みをして欲しい
資材 メーカー	①再生資材の安定供給が望めるのか ②再生資材の安定需要が望めるのか
政治家	①処理施設の建設への住民の反対がある ②支持者の既得権益を脅かす政策は困る
国民	①生活環境の悪化への不安がある

キーワード リサイクル 技術的判断 コンサルタント 監督・検査権限 保険制度

〒113 東京都文京区本郷7-3-1 TEL 03-3812-2111 ext.6143 FAX 03-5689-7267

の処理・リサイクルの監督・検査業務が形式的なものになっている
例も見受けられるので、発注者はコンサルタントに監督・検査権限
を授与し、同時に監督・検査の責任を負わせる事が必要である。

4. コンサルタントの責任と保険

現在の建設業界において、コンサルタントは再生資
材の活用等の設計提案や、設計上の技術的判断を行っ
ていく時に、提案や判断の結果に対する責任がない。
また、発注者（行政）はコンサルタントに監督・検査
権限を譲るのは不安がある等の問題点がある。コンサル
タントが自らの瑕疵について責任を負えるというシ
ステムを導入する必要がある、1つの方向性として保
険制度の活用が考えられる。（表一3参照）

欧米では、コンサルタントが引き起こした設計業務、
施工・監理業務上での過失に対してコンサルタントが
責任を負うのは当然という一般的認識がある。コンサル
タントは設計業務上での過失を、保険制度を用いて、
保険会社より補償してもらうのが通例であり、最近に
なつて、施工・監理業務上でのコンサルタントの過失
的な技術的判断に対しても保険会社が填補するという
システムが確立されている。

日本では、コンサルタントの設計業務、施工・監理
業務上の過失について、公共工事の場合は発注者が一
切の責任を負うという認識があり、設計業務、施工監理業務について保険で填補するという発想がないの
が現状である。

5. 結論

コンサルタントが保険制度を活用すれば、設計業務、施工・
監理業務において、技術的判断の過失に対する責任を負える
ことになる。その結果、発注者は安心してコンサルタントに
監督・検査権限を授与でき、コンサルタントは建設廃棄物の
適正な処理・リサイクルに関して積極的に取り組めることにな
る。この新しいシステムを導入することで、各プレーヤー
は表一4に示すようなメリットを得ると考えられる。

6. 謝辞

本研究を進めるにあたり、有益な御助言、御指導を賜りま
した東京都下水道局大同均様に厚く御礼申し上げます。また、
資料収集において御協力を賜りました株式会社フジタ阿部賢
一様、清水建設株式会社池上盛容様に厚く御礼申し上げます。

7. 参考文献

- ・「CM プロフェッショナル責任保険資料（邦訳）」 阿部賢一 訳 /1996
- ・「国際建設契約約款の基礎—建設工事のクレームと紛争」 土木学会編 / 技報堂 1988
- ・「建設リサイクル推進の在り方について」 建設リサイクル推進懇談会 / 1996

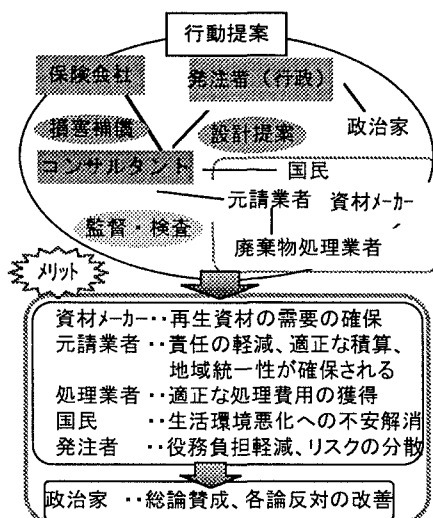
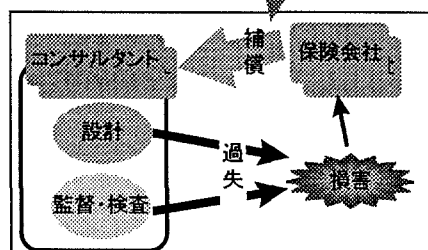
表一2

何故コンサルタントか？

- ①設計段階からの取り組みが必要である
- ②監督・検査業務の増大
- ③地方自治体では地域間のばらつきの問題

表一3 建設業界にかかわる保険制度

被 保険者	日本 (東京海上火災)	欧米(米、英、独) (I.C.E、CMAA資料)
発 注 者	・公共工事履行 保証保険 ・入札保証保険	・履行ボンド ・入札ボンド ・支払いボンド
請 負 業 者	・P/L保険 ・請負業者賠償 責任保険 ・土木工事保険	・「オールリスク」保険証券 ・雇用者責任保険証券 ・公共責任保険証券
タ ン ソ ル タ ン ト	無し	・包括総合責任保険 ・ <u>プロフェッショナル</u> 責任保険



表一4 行政システム